

## 質問回答

2015年5月11日

「案件名:ウガンダ国アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト(コミュニティ開発・生計向上)」  
(公示日:2016年4月20日/公示番号:160206)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P11、1. プロジェクトの背景	MOLG による CDD 実施のための規定(法律、実施細則、ガイドライン)等がある場合、資料として配布していただきたい。	MOLG による「Community Driven Development Operational Manual for Local Governments and Communities」を配布資料として追加します。( )
2	P15、(5)ウ)CDDパイロット事業の概要	生計計向上パイロットプロジェクトの策定について、指示書では別途単独型で雇用される社会調査の専門家による調査の結果を踏まえた上で、とある。一方、この単独型業務の公示では、「本プロジェクト対象全県及び郡のプロファイル報告書」、「アチョリ・西ナイル地域社会調査報告書」は共に第一次現地派遣終了時、すなわち2017年1月に提出されるとなっている。この点も踏まえ、CDD スキームを利用したパイロット事業策定の開始時期(形成に係る研修の実施は PO では2016年の中ごろに開始とされている)、およびプロジェクト期間内のサイクルについて確認をお願いしたい。	社会調査の終了及び報告書提出は2017年1月の予定ですが、社会調査実施と並行し、A-CAPの実績のあるアチョリ地域において、CDD スキームを利用したパイロット事業策定を本契約によるコンサルタントの現地派遣直後(2016年6月下旬頃)から開始することを想定しています。そのため、社会調査実施中は、社会調査コンサルタントと連携し、調査の進捗結果を随時共有し、プロジェクトに反映していくことが求められます。業務指示書の5.(4)及び業務指示書の別添1のとおり、CDDパイロット事業はまずアチョリ地域から開始し、その後、西ナイル地域に展開することを想定しています。同(5)ウ)のとおり、本契約期間中に、西ナイル地域全8県で計64事業、アチョリ地域全7県で計56事業の実施を目安とします。

3	<p>P16、5. 実施方針及び留意事項 (8)プロジェクト拠点</p> <p>「長期専門家による計画策定チームはアルア県のプロジェクト事務所を拠点とし、本契約によるコンサルタントチームは、コミュニティ開発・生計向上チームとしてグル県のプロジェクト事務所を拠点として、同事務所の運営管理を実施する。ただし、両チームは活動に応じて双方の拠点を往来し、各拠点における人材や資機材の活用を相互に支援する。」</p>	<p>アルア県及びグル県の各プロジェクト事務所の現地スタッフの活用について伺います。</p> <p>両事務所ごとに現地スタッフを雇用(アルア県事務所では計画策定チームが、グル県事務所ではコンサルタントチームが採用・雇用)し、その現地スタッフは両チームの業務・活動に働いてもらうことになりますか。</p> <p>その場合、コンサルタントチームが西ナイル地域でパイロット事業を準備・実施する際、コンサルタントチームは計画策定チームの現地スタッフ(アルア県事務所要員)を人材として活用できるのでしょうか。あるいは、アルア県事務所の現地人材はコンサルタント・チームの業務・活動に一切、関わらないのでしょうか。</p>	<p>グル県のプロジェクト事務所で働く現地スタッフ(2名を想定)を、コンサルタントチームが雇用することも可能です。ただし、雇用形態(在外事務所契約とする可能性も検討)については契約交渉時にご相談させていただきたく、現時点で見積もりに含める必要はありません。</p> <p>コンサルタントチームは、西ナイル地域でパイロット事業を準備・実施する際、長期専門家チームが雇用する現地スタッフ(アルア県事務所要員)を活用することができるものとします。</p>
4	<p>P16、5. 業務実施方針留意事項 (8)プロジェクト拠点</p>	<p>「本契約によるコンサルタントは、コミュニティ開発・生計向上チームとしてグル件のプロジェクト事務所を拠点とし、同事務所の運営管理を実施する」とあるが、同事務所の運営、管理支援要員としてローカルスタッフを雇用することが可能か。</p>	<p>上記回答3をご参照ください。</p>
5	<p>P16 および P17、(9)委員会等</p>	<p>JCC と TWG の開催費用(会場費等)は、長期専門家側の経理からの支払いとして、コンサルタント契約の見積もりには含めないという理解でよろしいか。</p>	<p>JCC および TWG の開催費(会場費等)は、長期専門家側の経理からの支払いとし、本契約の見積もりには含めません。</p>

6	P20、(11)研修実施～(15)テーマ別ワークショップ	WS や研修を実施する際の参加者への日当・宿泊費、また交通費はコンサルタントによる支払いとし、見積りに計上してよろしいか。また見積もりに含める場合は、JICA ウガンダ事務所の旅費規定を提示いただきたい。	WS や研修を実施する際の参加者への日当・宿泊費および交通費は、本契約で支払うこととし、見積りに計上ください。 JICA ウガンダ事務所の旅費規程(「ウガンダ政府関係者への内国旅費の支払いについて」(ウガンダ政府関係者向け)および「ウガンダ事務所職員、企画調査員、健康管理員、専門家等の任国内出張旅費基準」(ナショナルスタッフ向け))を配布資料として追加します。( )
7	P20-21、6.業務の内容 (11)研修実施 (12)CDD パイロット事業実施及びOJT 研修 (15)テーマ別ワークショップの開催	研修やワークショップ等の活動における、研修参加者の出張費を見積もりに計上することが可能か。	回答6をご参照ください。
8	P21、7.成果品等(1)報告書等「プロジェクト事業進捗報告書/完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。」	左記の「所定の様式」とは、貴機構の「技術協力等モニタリング執務要領」に記載されている様式と理解してよろしいでしょうか。具体的には、プロジェクト事業進捗報告書は、「PM Form 3-1, 3-2, 3-3 Monitoring Sheet」類、完了報告書は「同 Form 4 Project Completion Report」でよろしいでしょうか。	プロジェクト事業進捗報告書/完了報告書は、「PM Form 3-1, 3-2, 3-3 Monitoring Sheet」類および「同 Form 4 Project Completion Report」の様式を網羅するものとします。 ただし、本プロジェクト全体にかかる「PM Form 3-1, 3-2, 3-3 Monitoring Sheet」類、および「同 Form 4 Project Completion Report」そのものについては、本契約によるコンサルタントが、コンサルタントのプロジェクト事業進捗報告書及び完了報告書とは別途、プロジェクトリーダーとともに取り纏め作業を行い、プロジェクトリーダーが JICA に提出するものとします。

9	P22、7. 成果品等 (2)技術協力 成果品等 「コンサルタントが直接もしくは コンサルタントが C/P を支援して作 成する以下の資料を提出する。 前者を技術協力成果品、後者を 技術協力成果資料として分類し ...前者については契約業務の成 果品とする。」	左記に関し、「ア」CDD 実施のためのマニュアル」 は「技術協力成果品」と考えますが、一方で、「技 術協力成果資料」に相当するものは指示書に記 載がありません。この「技術協力成果資料」は、ど のようなものを想定されていますか。またどの程 度、必須なものでしょうか。C/P の状況・組織体制 等によっては、難しいこともあるかと思われませ うため、伺う次第です。	本プロジェクトでは、「技術協力成果資料」の作 成・提出の必要はありません。
10	P22、7. 成果品等 (2)技術協力 成果品等	「コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下資料を提出する。な お、前者を技術協力成果品、後者を技術協力成 果資料として分類し、前者については契約業務の 成果品とする」とあるが、後者とは、どの資料を指 すのか。	コンサルタントが直接作成する資料が「技術協力 成果品」、コンサルタントが C/P を支援して作成す る資料が「技術協力成果資料」です。上記回答 7 のとおり、本プロジェクトでは「技術協力成果資 料」の作成・提出の必要はありません。
11	P24、3. 対象国の便宜供与	グル県から事務所スペースの提供がなされると あり、RD(案)では「with running cost」とある。こ れは、電気、水道、修繕はコンサルタント見積りに 計上は不要と理解してよろしいか。また「with necessary equipment」とあるがこれは何か。上 記 3 同様、可能な限り明細を提示いただきたい。	グル県のプロジェクト事務所における電気、水 道、修繕は、コンサルタント見積もりへの計上は 不要です。必要機材 (necessary equipment) に ついては、A-CAP からの引き継ぎが想定されて いるため、別途、県からの供与が必要な機材が ある場合には、県と個別に協議することとなりま す。
12	P25、5. 業務用機材	A-CAP から引き継ぐ予定の機材(ジェネレーター 2 台、オフィス機器、家具の一部)は、引き継ぎの 可能性あり、とのみ記載がある。機材費は本見積 りにて計上となっており、価格競争の観点から、 グルのコンサルタント事務所での利用の可・不可	A-CAP から引き継ぐことが可能と想定される機材 リスト(「A-CAP からの引継機材リスト」)を配布資 料として追加します。( )これらの機材は、グル 県のプロジェクト事務所での利用が可能です。こ れらリストに記載のない必要機材については、分

		につき明確な回答をお願いしたい。また、利用可の場合、機器及び家具の明細を提示いただきたい。	けて見積ってください。 ただし、リストに記載されている機材についても、実際に現地で状態や必要性の有無を確認して判断していただく必要があります。また、アルア県のプロジェクト事務所でもこれら機材の一部を利用する可能性があることから、長期専門家との調整を行っていただく必要があります。そのため、必要に応じて、変更契約にて業務用機材購入を行います。
13	P25、5.業務用機材 「ジェネレーター2台及びオフィス機器・家具の一部についてはA-CAPからの引継ぎの可能性が考えられる。」	ジェネレーター2台等をA-CAPから引継ぎできない場合は、どのようになりますでしょうか。例えば、変更契約等で同等規模の業務用機材を購入させていただけるのでしょうか。	上記回答12をご参照ください。
14	P26、7.その他留意事項(3)安全管理	事業対象地の北部ウガンダ・西ナイル地方とも、貴機構の「戦争特約対象国・地域」(2016年3月7日現在)には含まれていませんが、渡航時の保険に戦争特約を含んでおく必要はありますか？	ウガンダ北部は功労金制度における戦争特約対象国・地域となっていないため、渡航時の保険に戦争特約を含む必要はありません。
15	その他 A-CAPからグル事務所に引き継がれた資機材について	A-CAPからグル事務所に引き継がれた利用可能な資機材に関する情報を提供していただきたい。	上記回答12をご参照ください。

以上

【追加配布資料】 社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室(03-5226-3189)より配布します。

- Community Driven Development Operational Manual for Local Governments and Communities
- ウガンダ政府関係者への内国旅費の支払いについて
- ウガンダ事務所職員、企画調査員、健康管理員、専門家等の任国内出張旅費基準
- A-CAPからの引継機材リスト